

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1 工事名称

八潮市新庁舎北側外構工事(建築工事)

2 工事場所

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1地内

3 工 期

契 約 日 から 令和 9年3月19日 まで

共通仮設費率の算定に用いる工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備 考
①					
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目 (●印を付いたものを適用する。)

建物及び屋外	工 事 種 別					
工 事 種 目	①	②	③	④	⑤	屋外
○ 空 気 調 和 設 備						
○ 換 気 設 備						
○ 排 煙 設 備						
○ 自 動 制 御 設 備						
● 衛 生 器 具 設 備	一 式					
● 給 水 設 備	一 式					
○ 排 水 設 備						
○ 給 湯 設 備						
○ 消 火 設 備						
○ 厨 房 機 器 設 備						
○ ガ ス 設 備						

6 指定部分

・無

※有

対象部分：A-503図の仮囲い範囲内（北側駐車場、ロータリー、広場、東側駐輪場等）

工期：令和 8 年 1 0 月 1 6 日

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）

1 専任期間の始期

請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2 専任期間の終期

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3 専任期間の中断

自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲

図示のとおり

9 機械設備工事概要

埼玉県環境配慮方針の適用項目	○長寿命機材の選定（2-3-③）	○設備更新を踏まえた計画（2-3-④）
(該当項目数：6)	○再生品の優先使用（2-3-⑥）	○有害物質の放散量が少ない材料の使用（2-4-②）
	○発生材の再資源化を推進（3-1-⑥）	○フロン等の回収、破壊を行う（4-1-①）
	○代替フロアの使用抑制（4-1-②）	・新冷媒の採用（4-1-③）
	○太陽熱利用システムの導入（5-1-②）	・高効率機器の採用（5-2-②）
	○ソーニングの工夫（5-3-①）	・外気冷房制御の導入（5-3-②）
	○搬送動力の低減（5-3-③）	・ヒートポンプの採用（5-3-④）
	○熱回収システムの導入（5-3-⑤）	・コージェネレーションの導入（5-4-①）
	○節水機器の採用（6-1-①）	・雨水利用（6-1-③）
	○排水再利用（6-1-4）	
	○アスコン廃材の再利用（6-3-2）	○再生塩ビ管の採用（6-3-③）

10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

II 工事仕様

1 共通仕様

(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁官署建設部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督官の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2 特記仕様

(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

●

一般共通事項

特記事項

項目		特記事項																																																																				
①	機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び優先先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、JASに含有の有無を確認し、JASを含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。調達する工事材料は、埼玉産とするよう努めるものとする。																																																																				
②	技能士の適用	・置く・置かない																																																																				
③	施工条件	・有・無																																																																				
④	技能士の適用	・配管施工（配管工事） ・ 建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事） ・ 冷凍空調調機器施工（冷凍空調機器の据付）																																																																				
⑤	機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																																																				
⑥	監督員事務所	本工事で ・ 設ける（規模） ・ 設けない																																																																				
⑦	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。																																																																				
⑧	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																																				
⑨	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・ できない																																																																				
⑩	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・ 本工事とする。																																																																				
⑪	残土処分	埋め戻し後の建設残土は、※ 監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・ 構外搬出適切処理する。																																																																				
⑫	埋め戻し土・盛土	※根切土の中の中良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類																																																																				
⑬	再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・ 使用できる。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1棟体の六価クロム溜出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																																				
⑭	発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・ 別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（ ） （3）再生資源化を図るもの（ ・ 硬質塩化ビニル管 ） （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を出し、処理後は調査を提出すること。																																																																				
⑮	容量等の表示	（1）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （2）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																																				
⑯	配 管	（1）地中埋設配管（排水管を除く） 1）地中埋設槽（コンクリート型） ※要（図示の箇所） ・ 不要 2）地中埋設板（キャッツアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・ 不要 3）埋設表示テープ（2倍折込み） ※要 ・ 不要																																																																				
⑰	耐震施工	設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計 ・ 施工指針（2014年版）」により行う。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力K及び設計用鉛直震度K _v （K _v ≧2）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 設計用水平震度 <table><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr><tr><td><2.0></td><td><1.5></td><td><1.5></td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr><tr><td rowspan="3">1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr></tbody></table> （注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階） 中間階とは地下階1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し） 重要機器は次のものを示す。 <table><tr><td>給水装置</td><td>排水装置</td><td>換気機器</td><td>空調機器</td><td>熱源機器</td></tr><tr><td>防災設備</td><td>監視制御設備</td><td>危険物貯蔵装置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>火を使用する設備</td><td colspan="4">避難経路上に設置する機器</td></tr></table>	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器	防災設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置			火を使用する設備	避難経路上に設置する機器			
設置場所	耐震安全性の分類																																																																					
	特定の施設		一般の施設																																																																			
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																		
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																		
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																																		
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																																																		
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																		
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																																		
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																																		
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																		
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																																		
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																																		
給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器																																																																		
防災設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置																																																																				
火を使用する設備	避難経路上に設置する機器																																																																					
⑱	あと施工アンカー	機器 ・ 配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																																				

⑬ 防露保温工事

標準仕様書第2編による(よ下記による。)

空気調和設備工事の保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内、P S 内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ
蒸 気 管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ
	天井内、P S 内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）、 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）、 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	D・(ロ)・Ⅱ E3・(イ)・Ⅱ
冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜き管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ
	天井内、P S 内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）、 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）、 及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	D・(ハ)・Ⅲ E3・(ハ)・Ⅲ
温 水 管 (膨張管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ
	天井内、P S 内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）、 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）、 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	D・(ロ)・Ⅰ E3・(イ)・Ⅰ

(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
 屋内露出部 ※保温化能力パー（※樹脂製 ・ 垂鉛メッキ銅板製 ・ S U S 製）
 屋外露出部 ※保温アルミニウム垂鉛鉄板ラッキング ・ S U S ラッキング
 ・ 保温化能力パー 漆樹樹脂製 ・ 垂鉛メッキ銅板製 ・ S U S 製
 2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替へ、アルミガラス化粧原紙を使用する。
 3. 機器類の保温材の種別は、(※ガラスウール保温材 ・ ロックウール保温材)とする。

ダクトの保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・(イ)・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・(イ)・XⅠ
	屋内隠べい、D S 内	I・(ロ)・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）、 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	K3・(イ)・XⅠ
円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・XⅠ
	屋内隠べい、D S 内	N・(ロ)・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）、 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	P3・(イ)・XⅠ
消音内貼り	サバイチェーンバー	M・(ロ)・Ⅹ
	消音チャンバー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅷ

給排水衛生設備工事の保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
	P S 内及び空隙壁中	—
	県営住宅P S 内	c2・(ハ)・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
	P S 及び空隙壁中	—
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ
給湯管 (膨張管、空気抜き管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ
	P S 内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）、 及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(イ)・Ⅰ

(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。
 2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V P の場合は、保温を要しない。
 3. 施工種別 b の材料及び施工順序 3、4 に替へ、アルミガラス化粧原紙を使用する。
 4. 機器類の保温材の種別は、（※ガラスウール ・ ロックウール）とする。
 5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ)・Ⅶとする。
 6. 便所内露出 S U S 管及び流し内露出 S U S 管は保温を要しない。
 ※ロックウール・ガラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、
 原則として F☆☆☆☆ とする。

⑭ 防 凍 保 温

※屋外露出給水管（呼び径 20 以下のみ）は、保温厚 50mm の防凍保温を行うこと。
・ 図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は
下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを呼び径 32 以下は 50mm、呼び径 40 以上は 40mm とする。
・ 保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

⑮ 塗 装

下記の垂鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
※機械室、書庫、倉庫 ・
下記の金属電線管は塗装を行う。
※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出（※見えかきり部 ・ ）

⑯ 電 線

表示なき電線・ケーブルは、原則として E M 電線・ケーブルとし、露出部分に
使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

⑰ は つ り

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則として X 線撮影調査を
実施してから、ダイヤモンドカッターを使用すること。

24	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車道通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。
25	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承認を受ける。
26	絶縁継手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ
27	天井仕上げ区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
28	他工事との 取合区分	スリプ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
29	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
30	保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。
31	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
32	完成図等	監督員の指示により埼玉県建築工事監督業綱要表第1に示す書類を提出する 完成図等の種類及び記入内容 ※完成(竣工)図 ※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの ※施工図 ※施工計画書(総合、工程別とも) 作成方法及び原図のサイズ 完成(竣工)図 ※A1二つ折り製本1部 ※A3二つ折り製本4部 施工図 ※A1二つ折り製本1部 施工計画書 ※A2フル等 保安に関する資料 2巻(通常取扱いに注意を要するものの使用方法を解説する) 図面情報電子化媒体 ※CD-R、2巻(埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による) CADデータの形式 ※SXF(sfc) ・DXF ・JWW ver1については監督員と協議する。 施設CADデータ ・更新して提出 ・更新しない
33	施工中の安全確保	敷地内の現庁舎を使用しているため、来庁者等への安全に配慮すること。
34	環境保全等	現庁舎の職場環境悪化をもたさないよう配慮すること。
35	仮設メーター	仮設メーターの取り付けについては事前に監督員と協議すること。
36	そ の 他	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。県営住宅の完成図の提出部数は、A3版二つ折り5部とする。 三相誘導電動機はJIS C 4213 (1E3) トップランナーモーターとする。 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
1	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
2	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※A種(枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ※足場を設ける場合は、「(手すり)先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基発第042400号平成21年4月24日)の「(手すり)先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「(手すり)先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2 (2)の手すり据置方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行うものとする。
3	既存部分養生・ 既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・合板 ・
4	備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管地下全面シート張り ・
6	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
7	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再使用する ※新品
8	あと施工アンカー の種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承認を受けるものとする。
9	フロンの回収	冷暖房の撤去に当たっては、すべてのフロングラスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引渡し ・未再生引渡し 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。 ・全体再調整 ※改修部及び影響部の調整 建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
10	総 合 調 整	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とし縮尺とする。
11	既設基礎部の解体 はつり	(2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように納品に打合せを行うこと。
12	そ の 他	(3) 特に騒音振動など周辺に基大影響のある工事については、原則として学校では夏休み期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの(一財) 日本石油燃焼機器保守協会)が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。

躯体内埋め込みボックス類及び配管に関する施工規準					
1. 総則					
原則として、柱と梁の材軸方向へのボックス類や配管の埋め込みは行わない。 本図は、止むを得ず鉄筋（鉄骨）コンクリート構造体に設置するボックス類と埋め込む配管に関する施工規準を示す。 コンクリート躯体に埋設する合成樹脂製可とう電線管（PF管）は、呼称サイズ22以下、外径30.5φ以下とする。但し、避雷導体保護管は呼称サイズ28以下とする。 尚、本規定を満たすことが困難な場合は、監理者の指示を受けること。					
2. 柱にボックス類や配管を埋め込む場合		3. 梁に配管を埋め込む場合		4. 壁に配管を埋め込む場合	
（1）材軸方向（鉛直方向）の配管 原則として、ボックス類や配管を埋め込んではならない。 止むを得ず埋め込む場合は、監理者と協議の上、下記方法とする。 1）乾式工法の仕上げ部又はコンクリートの打ち増し部に埋設する。（図－1） 2）柱内に埋設する。 2－1）柱内に埋設する場合の配管要領（図－2） ・配管は、柱主筋及び鉄骨より50mm以上離す。 ・1本の柱に埋設する配管は、任意の水平断面中において原則2本以下とし、横走り配管はしない。 ・柱主筋と配管のあきが取れない場合は、配管を柱主筋の内側に入れ、サブフープ筋または、受け材に結束する。 （図－1） （図－2） 2－2）ボックス類取り付け位置（図－3） ・ボックス類の位置は柱面より200mm以上離す。又、梁下端面より柱径以上、 ・床上端面より柱径以上離れた位置とする。 （図－3） 2－3）ボックス類取り付け部の補強要領（図－4） ・帯筋をずらし補強帯筋を入れる。ボックス類のかぶり寸法は、30mmとする。 - 但し、柱主筋がボックス類の位置にある場合には本方法は適用出来ない。 注 記 ・ボックス等にかかるフープ筋を切断したり、折り曲げてはならない。 ・補強帯筋は帯筋と同径・同材質とする。 ・1本の柱に埋設するボックス類は柱1本につき4ヶ所以下、1面では2ヶ所以下とする。		（1）材軸方向の配管 原則として、ボックス類や配管等を埋め込んではならない。 止むを得ず埋め込む場合は、監理者と協議の上、下記の方法とする。 1）乾式工法の仕上げ部又はコンクリートの増し打ち部に埋設する。（図－6） 2）梁内に埋設する。（図－7） ・梁内の軸方向の埋設は梁せいの中央部（0.4D以内）とし、本数は2本以下とする。 ・配管相互のあきは50mm以上確保すること。 （図－6） （図－7） （2）梁の鉛直方向（縦方向）の配管（図－8） ・柱面より1m以内では貫通を行わない。 ・配管は、梁面より100mm以上内側で行う。 ・配管ピッチは200mm以上、かつ、1m幅に3本を限度とする。 （図－8） （3）梁の水平方向（横方向）の配管（図－9） ・柱面より500mm以内の範囲に配管は設けない。 ・配管は、材軸（梁主筋）とほぼ直角に貫通させる。（横走りの禁止） - また、材軸方向の配管相互の中心間隔は、あばら筋間隔以上とし同一箇所での材軸方向への複数本配管は行わない。 ・配管は梁主筋の内側に通し、主筋とのあきを確保する。また、梁のかぶり部分（梁側面と上下面）には配管しない。 （図－9）		（1）外壁及び耐震壁には、原則として配管は設けない。 やむを得ず配管する場合、配管ピッチは500mm以上とする。 また、地下外壁の配管は、接地用配管及び防犯用配管を除き、原則として設けない。（図－10） （図－10） （2）配管が集中する分電盤廻り等で壁に埋設が困難な場合は監理者と協議する。 （3）耐震スリット部を貫通する配管は行わない。（図－11） （4）一般壁（外壁及び耐震壁以外）の配管は1m幅に5本を限度とし、配管相互のあき、配管と並行する鉄筋とのあき、及び、配管のコンクリートの被りは30mm以上とする。（図－12） （図－11） （図－12） （5）ダブル配筋壁の場合はアウトレットボックス廻りを除き、内外の鉄筋箇に配管する。 （6）短区間（1.0m 以内）を除き、横走り配管をしてはならない。 又、交差配管は行わない。（図－13） （図－13） （7）蛇行配管は行わない。 （8）縦筋に添わせない。	
				5. スラブに配管を埋め込む場合	
				（1）梁面（孫梁は除く）より500mm 以内の範囲に、1.0m を超える配管は設けない。（図－14） 但し、短辺2.0m以下のスラブには適用しない。 （図－14）	
				（2）配管が2本以上平行する場合は、1m幅に5本を限度とする。 （3）配管どうしの交差は、鉄筋交差部では行わない。又、1段交差までとする。（図－15） （4）配管相互のあきは30mm 以上とする。（図－16） （図－15） （図－16） （5）蛇行配管は行わない。 （6）EPS等、配管が集中するスラブは躯体レベルを下げて床打ち増し等により対応すること。 （7）合成床版に関する規定（合成スラブ通則 耐火指定の仕様を用いる場合） 合成床版には原則として埋設配管（梁差し配管含む）は設けない。（図－17） やむを得ず配管する場合は、（社）日本鉄鋼連盟「デッキプレート床構造設計・施工規準－2004」付録－6 合成スラブ工業会指針に準拠すること。 尚、耐火被覆を施さない場合は、デッキ山上からのコンクリートの厚みは2時間耐火で110mm 以上、1時間耐火で85mm 以上必要となるので十分注意すること。（図－18） （図－17） （図－18） * 耐火被覆を施さない場合の施工例（スラブ厚に注意）（図－18） （ ）内数値は、1時間耐火を示す。 それ以外は、2時間耐火を示す。 * アウトレットボックス等を埋設する場合はボックス面に対して所定の被り厚さを確保し、ボックスの外形＋100mm の範囲に耐火被覆を施すこと。	





※ BOXは沈下防止型とする。

[illegible][illegible]

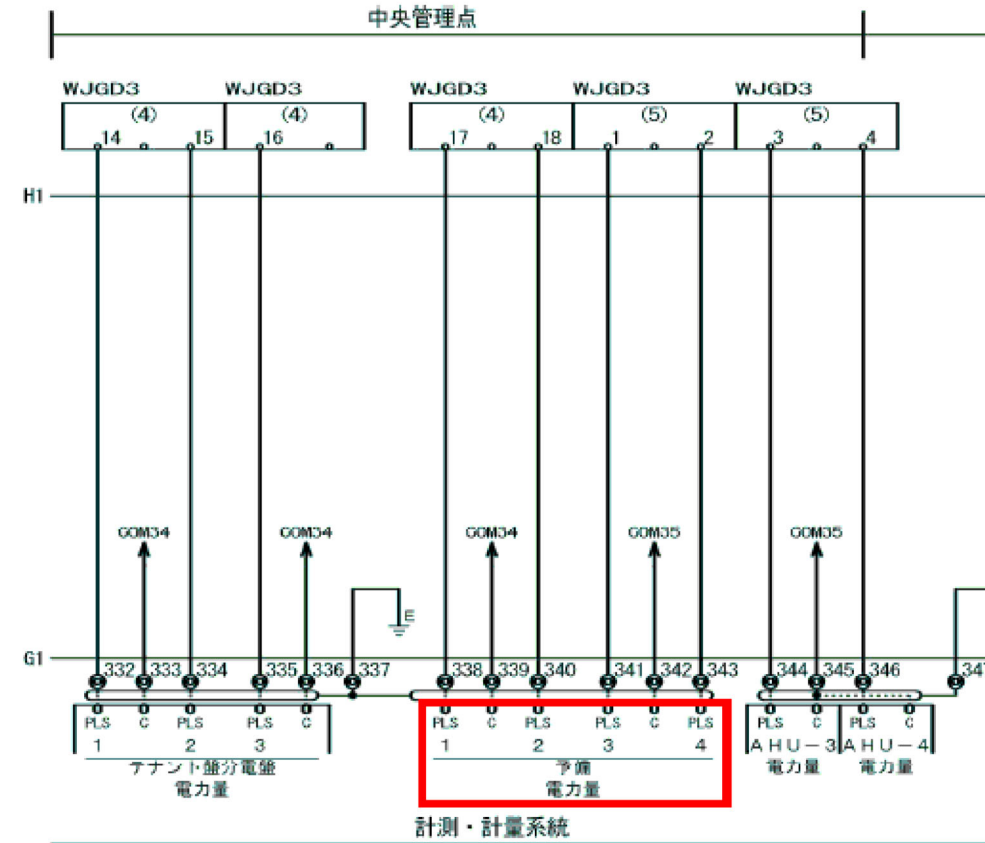
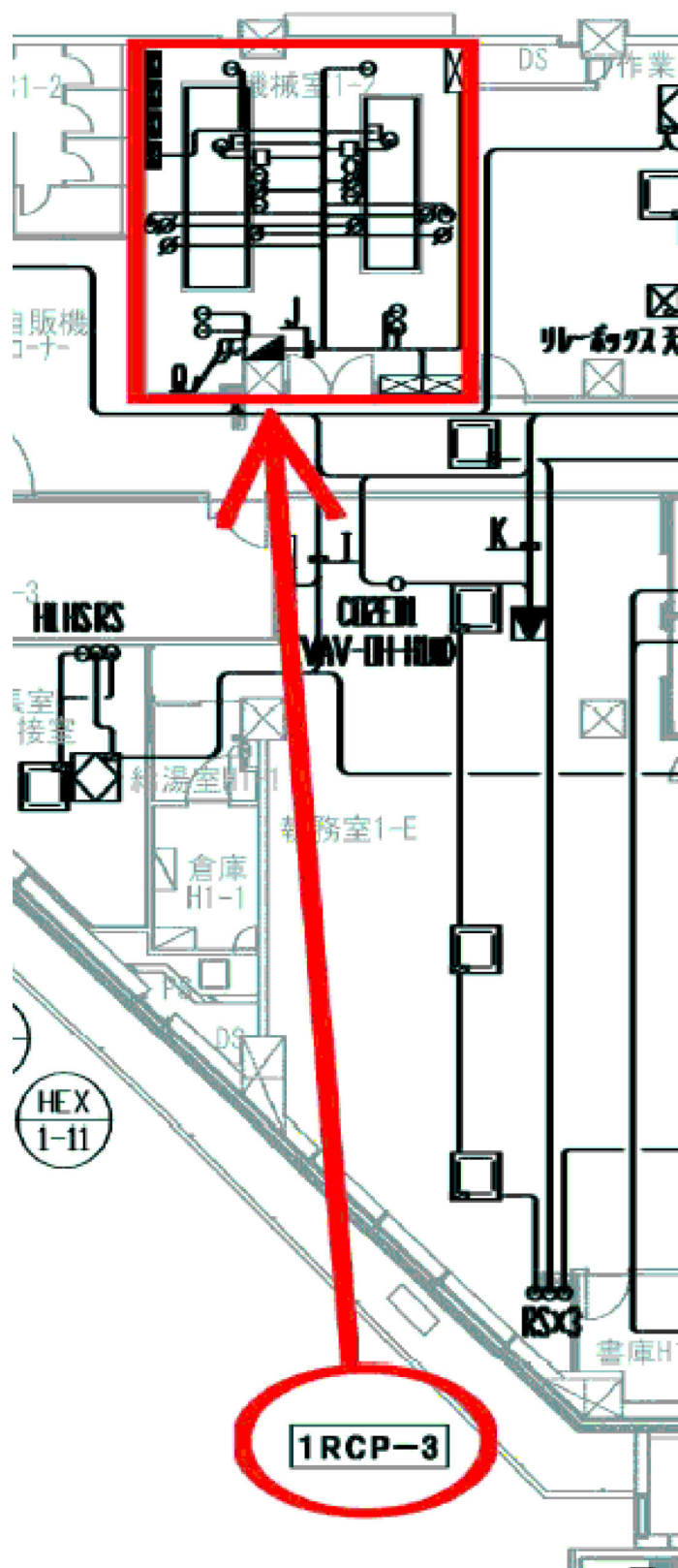
端子盤リスト

端子盤		電話交換設備	情報設備 HUB（24ポート）	テレビ共同受信設備	誘導支援（呼出）設備	時計設備	放送設備	予備	備考
盤名称	盤形状								
MDF	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	1200P	－	－	－	－	－	10P	SPDスペース
1T－1	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	30P	スペースx2	系統図参照	－	5P	10P+15Px2	10P	
1T－2	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	30P	スペースx2		－	5P	15Px2	10P	
10AT－1 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	80P	スペースx6		－	－	－	10P	
10AT－2 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	150P	スペースx8		－	－	－	10P	
10AT－3 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	50P	スペースx3		－	－	－	10P	
10AT－4 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	40P	スペースx2		－	－	－	10P	
10AT－5 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	20P	スペースx1		－	－	－	10P	
				系統図参照					
2T－1	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	10P	スペースx1		5P	5P	10Px2	10P	
2T－2	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	20P	スペースx1		－	5P	10P+15P	10P	
20AT－1	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	130P	スペースx6		－	－	－	10P	
サーバー端子盤 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	10P	スペースx1	－	－	－	－	10P	
3T－1	鋼板製、屋内壁掛け型、換気口付、指定色塗装	10P	スペースx1	系統図参照	5P	5P	15P	10P	
3T－2	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	50P	スペースx3		－	5P	15P	10P	
30AT－1 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	120P	スペースx5		－	－	－	10P	
30AT－2 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	70P	スペースx3		－	－	－	10P	
30AT－3 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	80P	スペースx4		－	－	－	10P	
4T－1	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	20P	スペースx1	系統図参照	5P	5P	10P	10P	
4T－2	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	100P	スペースx3		5P	5P	10P	10P	
40AT－1 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	100P	スペースx5		－	－	－	10P	
40AT－2 TOA形	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	30P	スペースx3		－	－	－	10P	
講場端子盤	鋼板製、屋内壁掛け型、換気口付、指定色塗装	10P	スペースx1	－	－	－	－	10P	
ET－1	鋼板製、屋内自立型、換気口付、指定色塗装	20P	スペースx1	系統図参照	－	5P	10P	10P	
北創駐車場端子盤1	鋼板製、屋外自立型、換気口付、指定色塗装	－	－	－	－	－	－	30P	
北創駐車場端子盤2	鋼板製、屋外自立型、換気口付、指定色塗装	－	－	－	－	－	－	30P	

工事対象

注記

- 端子盤は扉付、鍵付とする。
- 盤内には、乾燥した固くて緻密な木材で、厚さ15mm以上、20mm以下の耐水性の塗装を施した木板を設ける。
- 盤内には2P接地極付抜止めコンセントを設ける。
- 接地端子（ED、EA）を設ける。
- 各設備毎にセパレータを取付けること。
- 端子盤内にはHUBスペースとして、W＝300、H＝300のスペースを見込むこと。
- 端子盤内の配線には、行先表示をつけること。



該当盤図面

盤内の計測・計量系統の予備にポイント接続とすること。
※ 1RCP-3納入盤図面抜粋

203-6		1	受水機系統 給水量	
	IN	P23	AC	
203-6		2	1階 売店 給水量	
	IN	P24	AC	
203-6		3	1P-3 動力盤 電力量1	
	IN	P30	AC	
203-6		4	1P-3 動力盤 電力量2	
	IN	P31	AC	
203-6		5	10A-5 分電盤 電力量1	
	IN	P32	AC	
203-6		6	10A-5 分電盤 電力量2	
	IN	P33	AC	
203-6		7	10A-5 分電盤 電力量3	
	IN	P34	AC	
203-6		8	10A-5 分電盤 電力量4	
	IN	P35	AC	
203-6		11	10A-5 分電盤 電力量5	
	IN	P36	AC	
203-6		12	10A-5 分電盤 電力量6	
	IN	P37	AC	
203-6		13	10A-5 分電盤 電力量7	
	IN	P38	AC	
203-6		14	テナント室 分電盤 電力量1	
	IN	P39	AC	
203-6		15	テナント室 分電盤 電力量2	
	IN	P40	AC	
203-6		16	テナント室 分電盤 電力量3	
	IN	P41	AC	
203-6		17	予備	
	IN	P42	AC	
203-6		18	予備	
	IN	P43	AC	
COM34		9		
		10		
		19		
		20	COMMON	

203-6		1	予備	
	IN	P44	AC	
203-6		2	予備	
	IN	P45	AC	
203-6		3	AHU-3 消費電力量	
	IN	P46	AC	
203-6		4	AHU-4 消費電力量	
	IN	P47	AC	
		5		
		6		
		7		
		8		
		11		
		12		
		13		
		14		
		15		
		16		
		17		
		18		
		9		
		10		
		19		
		20	COMMON	

取り込みポイント先

電力量の計測ポイントの予備であるポイントへの接続とすること。
※ 1RCP-3納入盤図面抜粋

急速充電器盤*2点、北側駐車場盤1*1点
北側駐車場盤2*1点増設に伴う、電力量積算ポイントを
機械室1-2設置の1RCP-3に取り込むこと。
配線接続・中央監視上での調整作業と読み合わせ作業・盤図内のポイント修正
を見込むこと。